

楽曲広告目的複製使用申請書

年 月 日

株式会社 全音楽譜出版社
 担当:出版部 C&R課
 Mail: copyright@zen-on.co.jp

★申請者名:			
★住所:	〒		
Tel:		Fax:	
ご担当者名:			
Email:			

下記のとおり、貴社管理楽曲を広告目的で録音使用したく、申請いたします。
 使用許諾が下り次第、日本音楽著作権協会(JASRAC)に申請を行ない、その許諾条件に従います。
 (※選択項目はいずれも複数選択可、★は必須項目)

★楽曲名: / 作品コード:
 ★作曲者名: / 作詞者名: / その他著作者名(編曲者等):

★広告主名: / ★商品名:
 ★CMや動画の総時間: 秒(複数バージョンがある場合は右記に記入: 秒)
 ★使用音源: ☐ 新録 ☐ 既存原盤(アーティスト名、CD番号等:)
 ★利用時間: 秒 / ★利用形態: ☐ INST ☐ VOCAL ☐ 替歌 ☐ アレンジ ☐ 可視的利用
 ★利用媒体: ☐ テレビ ☐ ラジオ (☐ 地上波 ☐ BS ☐ CS ☐ 有線)
☐ インターネット(利用サイト・サービス名:)
☐ 店頭ビジョン ☐ 街頭ビジョン ☐ 劇場 ☐ 航空機内 ☐ イベント会場
☐ 広告主の電話保留音 ☐ 新聞等紙媒体

★利用期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
 ★利用地域:
 ★継続利用: ☐ なし(今回新規申請) ☐ あり(今回が__回目の申請)

★広告代理店名: / ★制作会社名:
 ★JASRACへの申請者名:

希望交渉額: 円
 希望回答期限: 年 月 日

以上

楽曲広告目的複製使用申請書＜※記入例＞

2024 年 5 月 1 日

株式会社 全音楽譜出版社
担当: 出版部 C&R課
Mail: copyright@zen-on.co.jp

ご担当者名は弊社担当者と実際にご連絡になる方を指します。申請者名と同じ方であれば、空欄で結構です。

★申請者名:	株式会社ゼンオンプロモーション		
★住所:	〒000-0000 東京都新宿区上落合0-99-0		
Tel:	03-1234-5678	Fax:	03-1234-5678
ご担当者名:	全音 楽太郎		
Email:	zenon1931@advertise.com		

下記のとおり、貴社管理楽曲を広告目的で録音使用したく、申請いたします。
使用許諾が下り次第、日本音楽著作権協会(JASRAC)に申請を行ない、その許諾条件に従います。
(※選択項目はいずれも複数選択可、★は必須項目)

★楽曲名: オリンピック・マーチ / 作品コード: 013-1373-8
★作曲者名: 古関裕而 / 作詞者名: / その他著作者名(編曲者等):

★広告主名: 落合酒造株式会社 / ★商品名: 発泡酒「カミオチアイ」
★CMや動画の総時間: 30 秒(複数バージョンがある場合は右記に記入: 15 秒)
★使用音源: ☐ 新録 ☒ 既存原盤(アーティスト名、CD番号等: 陸上自衛隊中央音楽隊)
★利用時間: 30 秒 / ★利用形態: ☒ INST ☐ VOCAL ☐ 替歌 ☐ アレンジ ☐ 可視的利用
★利用媒体: ☒ テレビ ☐ ラジオ(☐ 地上波 ☐ BS ☐ CS ☐ 有線)
☒ インターネット(利用サイト・サービス名: YouTube)
☐ 店頭ビジョン ☒ 街頭ビジョン ☐ 劇場 ☐ 航空機内 ☐ イベント会場
☐ 広告主の電話保留音 ☐ 新聞等紙媒体

★利用期間: 2025 年 6 月 10 日 ~ 2025 年 9 月 30 日
★利用地域: 日本全域で放映、ネット公開は全世界
★継続利用: ☒ なし(今回新規申請) ☐ あり(今回が__回目の申請)

★広告代理店名: 株式会社電通 / ★制作会社名: 株式会社ゼンオンプロモーション
★JASRACへの申請者名: 株式会社ゼンオンプロモーション

希望交渉額: 700,000 円
希望回答期限: 2024 年 5 月 20 日

以上

許諾条項（広告目的複製）

1. 株式会社全音楽譜出版社（以下「甲」とします）が広告のための複製使用に係る著作権を管理する著作物（以下「本著作物」とします）を本申請書記載の申請者（以下「乙」とします）が本申請書記載の広告物（以下「本広告」とします）に複製使用することに関する使用許諾（以下「本許諾」とします）は、乙が甲に対し本申請書を物理的または電磁的方法により提出し、その後甲が乙に対し映画録音使用承認書（以下「承認書」とします）を物理的または電磁的方法により交付することにより、成立します。
2. 本許諾条項において「広告目的複製」とは、甲より信託を受けて本著作物の著作権管理を行う著作権等管理事業者（以下「丙」とします）の管理委託契約約款に定められる定義と同一のものを指します。
3. 本許諾をもって、本著作物の乙による複製使用の基本使用料の金額が確定します。この場合、乙は本許諾の取得後、遅滞なく丙に対し別途使用申請を行ない、広告目的複製使用について最終的な許諾を受けるものとします。丙による許諾の成立後、乙は丙の許諾条項に従うべきものとします。
4. 甲は、許諾書を発行する前に、乙に対して著作権使用料の金額を提示するものとします。甲による許諾書の発行前までであれば、乙は本申請を自由に取り消しとすることができるとします。承認書発行後に、乙の都合による本申請の取り消しが発生した場合、甲は乙に対しキャンセル料を請求することができるものとします。
5. 本許諾は本広告の展開利用を対象としません。本広告への本著作物の複製が完了後に実施する、本広告の放送・配信・上映等に係る本著作物使用の許諾は、乙またはその他の関係者が別途丙に申請を行ない、取得するものとします。
6. 本許諾は、いかなる意味においても本著作物に係る権利の譲渡・移転を含むものではありません。
7. 乙が本広告の外国での展開を希望する場合は、本許諾条項に加え、該当国の法令に従うものとします。
8. 本許諾は非独占的なものであり、甲は乙以外の第三者に本著作物の広告目的複製を許諾することがあります。
9. 本許諾は本広告に限り適用されます。
10. 乙は、本著作物を本申請書に記載された通りに使用しなければなりません。また、本著作物を著作者ならびに甲の意に反して変更・編曲・翻訳・部分的使用・その他改変を加えること・著作者の名誉声望を害する方法により本著作物を使用することは認められません。
11. 本広告の製作の中止または延期、およびその他の理由による申請の取り消しまたは申請内容の変更は、乙が事由の発生後に直ちに甲に対して通知し、甲がこれを承認した場合に認められます。
12. 乙は、本許諾により認められた権利を第三者に譲渡もしくは移転したり担保として提供したりすることはできません。
13. 乙が本許諾条項に違反した場合または違反するおそれがあると甲が合理的に判断した場合、甲は乙への催告なしに直ちに本許諾を取り消すことができるものとします。この場合、甲の乙に対する損害賠償請求権は甲に留保されます。
14. 甲が取得した乙の個人情報、以下の目的のために必要な範囲以外では利用されません。
 - (1) 音楽出版事業における使用許諾業務
 - (2) 本著作物の使用に係る対価の請求業務
 - (3) 著作権者に対する著作権使用料の分配業務
15. 本許諾条項に定めのない事項、定められた事項の解釈の相違、その他予期せぬ事態が発生した場合には、その都度甲乙双方が協議し、信義誠実の原則にのっとり善処・解決にあたるものとします。
16. 本許諾は日本法に準拠します。本許諾に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所が専属管轄権を有するものとします。
17. 本許諾条項は、予告なく変更となる場合があります。